

健全化判断比率・資金不足比率の報告について

— 令和4年度 —

1. 健全化判断比率・資金不足比率総括表	1
2. 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況	2
3. 実質公債費比率の状況	3
4. 将来負担比率の状況	4
5. 下水道事業会計資金不足比率の状況	5
6. 病院事業会計資金不足比率の状況	6

阪南市

令和5年9月

1. 令和4年度 健全化判断比率・資金不足比率総括表

(1) 健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	6.2	26.4
早期健全化基準 (13.11)	(18.11)	(25.0)	(350.0)
財政再生基準 (20.00)	(30.00)	(35.0)	—

(参考値)

	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
令和3年度	—	—	7.4	43.7
令和2年度	—	—	7.4	59.3
令和元年度	—	—	7.4	76.2

(2) 下水道事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：%)

資金不足比率	令和3年度	令和2年度	令和元年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20.0)			

(3) 病院事業会計資金不足比率

(参考値)

(単位：%)

資金不足比率	令和3年度	令和2年度	令和元年度
—	—	—	—
経営健全化基準 (20.0)			

2. 令和4年度 実質赤字比率・連結実質赤字比率の状況

会計名		実質収支額	(分母比)	会計名		資金不足・剰余額	(分母比)		
一 般 会 計 等	一般会計	281,976	2.4	法 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業 以 外	病院事業会計	167,200	1.4	
						下水道事業会計	64,460	0.6	
	小計	281,976	2.4	法 非 適 用 企 業	宅 地 造 成 事 業				
	標準財政規模	11,582,366	100.0						
	実質赤字比率 (%)	-2.43	※						
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険特別会計	156,804	1.4						
	介護保険特別会計	216,939	1.9						
	後期高齢者医療特別会計	40,424	0.3						
	合計					927,803	8.0		
	標準財政規模(再掲)					11,582,366	100.0		
	連結実質赤字比率 (%)					-8.01	※		

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率(%)」又は「連結実質赤字比率(%)」は負の値で表示されます。

3. 令和4年度 実質公債費の状況

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額 (繰上償還額等 を除く) (3③ A表「元利償還 金」欄の数値を 転記)	積立不足額を考 慮して算定した 額 (3①表 「エ」欄の数値 を転記)	満期一括償還地 方債の1年当た りの元金償還金 に相当するもの (年度割相当 額) (3①表 「ウ」欄の数値 を転記)	公営企業に要す る経費の財源と する地方債の償 還の財源に充て たと認められる 繰入金 (3②表 「合計※」欄の 数値を転記)	一部事務組合等 の起こした地方 債に充てたと認 められる補助金 又は負担金	公債費に準ずる 債務負担行為に 係るもの	一時借入金の利 子	特定財源の額 (3③A表「特 定財源計」欄の 数値を転記)	事業費補正によ り基準財政需要 額に算入された 公債費	災害復旧費等に 係る基準財政需 要額	密度補正により 基準財政需要額 に算入された元 利償還金及び準 元利償還金(た だし、④～⑦に係 るものは、地方 債の元利償還額 を基礎として算 入されたものに 限る)
令和2年度	1,670,143			446,038	191,623			225,833	138,170	1,195,994	38,542
令和3年度	1,540,921			446,724	191,889			256,769	101,032	1,136,178	38,803
令和4年度	1,409,794			433,600	183,466			256,114	104,753	1,059,526	38,423

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債 発行可能額
令和2年度	6,378,676	4,383,665	552,186
令和3年度	6,174,702	4,768,240	677,236
令和4年度	6,374,539	5,018,612	189,215

⑮
地方財政法第5 条の3第4項第 1号の規定に基 づく総務大臣が 定める額 (特別区のみ記 入)

	実質公債費比率 (単年度)
令和2年度	7.13416
令和3年度	6.25234
令和4年度	5.47266

	実質公債費比率 (3カ年平均)
	6.2

(参考)

	⑥の内訳									
	P F I 事業に係る 債務負担行為に 係るもの (省令第7 条第1号)	いわゆる五省協 定により、利便施 設及び公共施設を 買い取るために 行った債務負担行 為に係るもの (省 令第7条第2号)	国営土地改良事業 並びに独立行政法 人森林総合研究 所、独立行政法人 水資源機構及び独 立行政法人環境再 生保全機構の行う 事業に対する負担 金 (省令第7条第 3号)	地方公務員等共済 組合が建設した職 員住宅等の無償譲 渡を受けるために 支払う賃借料 (省 令第7条第4号)	社会福祉法人が施 設の建設のために 借り入れた借入金 の償還に対する補 助 (省令第7条第 5号)	損失補償又は保証 に係る債務の履行 に要する経費の支 出 (省令第7条第 6号)	地方公共団体以外 の者の債務を引き 受けた場合におけ る当該債務の履行 に要する経費の支 出 (省令第7条第 7号)	その他これらに準 ずると認められる もの (省令第7条 第8号)	利子補給に係るも の (政令第12条第 4号)	
令和2年度										
令和3年度										
令和4年度										

5. 令和4年度 下水道事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,582,366
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c (-d)				(2) 算入地方債	(3) e-f-g-i				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
		流動負債 a	控除企業債等 b	控除額 c	土地前受金 d		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 i		
法適用企業 宅地造成事業以外	下水道事業会計	78,946	626,631	547,685		0	143,406	143,406				
宅地造成												

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の額		(11) 資本＋負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
						うち指定管理 者利用料金						
法適用企業 宅地造成事業以外	下水道事業会計	-64,460	0	64,460	-	402,248	0		402,248	-	2,554	0.6
宅地造成												

6. 令和4年度 病院事業会計資金不足比率の状況

標準財政規模 (x)	11,582,366
------------	------------

(単位:千円)

	特別会計名	(1) a-b-c-d (-e)					(2) 算入地方債	(3) e-f-g-h				(4) 地方債残高	(5) 長期借入金
		流動負債 a	控除企業債等 b	控除未払金等 c	控除額 d	土地前受金 e		流動資産 e	控除財源 f	控除額 g	土地評価差額 h		
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計	4,572	100,564	95,992				171,772	171,772				

※(8)は、連結実質赤字比率の算定に用いる額(資金不足額は負の値で表示)であり、(9)は、資金不足比率の算定に用いる額(資金不足額は正の値で表示)である。

	特別会計名	(6)令3条1項の額 ・令4条の額 (1)+(2)-(3)	(7)解消可能 資金不足額	(8)資金不足額 ・剰余額 ※ (6)-(7)	(9)企業ごとの 資金不足額 ・剰余額 ※	(10) 営業収益の額－ 受託工事収益の 額		(11) 資本+負債 宅造のみ	(12) 事業の規模	資金不足比率 ((9)/(12)、%)	繰越欠損金	標準財政規模比 ((8)/(x)、%)
							うち指定管理 者利用料金					
法適用企業 宅地造成事業以外 宅地造成	病院事業会計	-167,200		167,200	-	9,053	9,053		9,053	-	4,114,382	1.4